各市町村高齢者福祉施設担当課長 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長 (公 印 省 略)

「介護職員処遇改善支援補助金」について(通知)

日頃は,介護保険制度の適正な運営に御尽力を賜り,厚くお礼申し上げます。

さて、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの間、介護職員に対して3%程度(月額約9、000円)の賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設(介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス)を含む)に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助する「介護職員処遇改善支援補助金」が導入される予定です。

当該補助金の交付を受けるには「令和4年2月・3月(令和3年度中)から実際に賃上げを行っていること」が要件の一つとなっていることから、各市町村におかれましては、別添(介護保険最新情報Vol.1026)により、で現時点の情報を御確認いただき、所管する施設、事業所に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、当該補助金についての情報は、決まり次第、徳島県のホームページ「介護保険についてのお知らせ(https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/)」に随時掲載し、周知いたします。

担 当 在宅サービス指導担当電 話 088-621-2169, 2214

ファクシミリ 088-621-2840